

# 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成17年11月9日法律第124号)

## 目的

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義

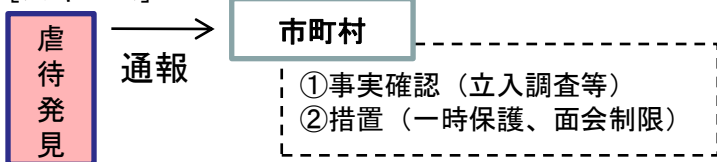
1. 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
2. 「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
3. 高齢者虐待の類型は、①身体的虐待、②養護を著しく怠る（ネグレクト）、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

## 虐待防止施策

### 養護者による高齢者虐待

[市町村の責務] 相談等、居室確保、養護者の支援  
[都道府県の責務] 市町村の施策への援助等

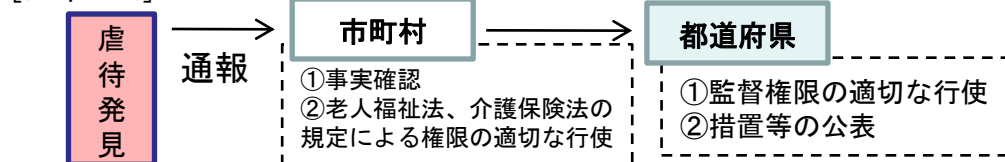
[スキーム]



### 養介護施設従事者等による高齢者虐待

[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施

[スキーム]



## その他

1. 高齢者虐待の防止等に関する制度については、この法律の施行後3年を目途に検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。
2. 平成18年4月1日から施行

## 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に該当する行為 (高齢者虐待防止法第2条第5項より)

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

**身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられる。**

# 高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人居宅生活支援事業</li> </ul>	<p>「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者</p>
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス事業</li> <li>・地域密着型サービス事業</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・介護予防サービス事業</li> <li>・地域密着型介護予防サービス事業</li> <li>・介護予防支援事業</li> </ul>	

# 高齢者虐待防止法に基づく通報、対応等について

## 家族等の養護者による高齢者虐待

(法第7条)  
虐待発見者

(法第9条)  
被虐待高齢者

通報

届出

## 介護施設、居宅サービス等の従事者による高齢者虐待

(法第21条1項)  
虐待発見者  
=施設従事者等

(法第21条  
2項・3項)  
虐待発見者

(法第21条4項)  
被虐待高齢者

通報

通報

届出

(法第9条)  
○安全確認、事実確認、  
対応協議  
○老人福祉法の措置等  
・ショートステイ  
・特別養護老人ホーム  
  
(法第6条、第14条)  
○相談、指導、助言等

措置

(法第22条)  
○通報等を受けた高齢者  
虐待事例を都道府県に  
報告

報告

(法第24条)  
○虐待防止・高齢者保護  
→介護保険法の権限の行使  
  
〔介護保険法〕  
・報告徴収、立入検査  
・勧告、措置命令、指定取消等

権限の行使

(法第24条)  
○虐待防止・高齢者保護  
→老人福祉法・介護保険法の権限の行使

〔老人福祉法〕  
・報告徴収、立入検査、改善命令、事業停廃止命令、  
認可取消等  
〔介護保険法〕  
・報告徴収、立入検査、勧告、措置命令、指定取消等

権限の行使

(法第25条)従事者による虐待の状況等の公表

市  
町  
村

被虐待高齢者・養護者

都  
道  
府  
県

養  
介  
護  
施  
設  
・  
従  
事  
者  
等

# 高齢者虐待防止の課題と対応

## ○ 養介護施設従事者等に対する啓発

- ・高齢者虐待防止法の内容の周知徹底
- ・養介護施設等職員に対する研修の実施

## ○ 養護者に対する支援・啓発

- ・認知症理解の推進、認知症高齢者家庭への支援
- ・虐待の発生の可能性が高い家庭への積極的な支援

## ○ 市町村の体制整備

- ・窓口周知未実施市町村に対する指導、窓口の再周知
- ・対応マニュアル等の作成
- ・ネットワーク構築の推進

## ○ 市町村に対する都道府県の支援

## ○ 成年後見制度の利用促進

## ○ 専門的人材の確保等

- ・高齢者虐待対応専門職チーム(日弁連・社会福祉士会)との連携の推進

## ○ 高齢者権利擁護等推進事業等の積極的活用

# 身体拘束ゼロへの取り組み

## 国

身体拘束廃止ゼロ推進会議 → 「身体拘束ゼロへの手引き」の作成・配布、普及  
(平成13年～)

## 都道府県

推進体制の整備 → 推進協議会の設置(平成13年～)  
相談窓口の設置(平成13年～)  
研修事業等の実施(平成13年～)  
事例報告検討会の実施(平成18年～)  
市町村への指導・助言等

## 市町村

相談窓口の設置(平成18年度～)

## 施設

・施設の運営基準において  
原則身体拘束禁止を規定  
(平成12年～)

・施設長 → 研修の受講  
(平成17年度～)  
・看護職員 → 研修の受講  
(平成17年度～)

## 在宅

・介護相談員等への研修  
・理解普及のための研修  
や講習会の開催  
(平成13年度～)

# 現行法令における身体的拘束禁止の規定（介護保険施設等）

施設・居住サービス系について、介護保険法で委任規定を設けたうえで、厚生労働省令に以下の事項を規定

## ○介護保険

（指定介護老人福祉施設の基準）

### 第88条 第2項

前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

## ○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

### 第11条 第4項

指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

### 第5項

指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

※2年間保存

# 「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件

## 3つの要件をすべて満たすことが必要

### 1. 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

### 2. 非代替性

身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

### 3. 一時性

身体拘束は一時的なものであること

#### ※留意事項

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要がある。
- ・身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要である。
- ・介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成が義務づけられている。



# 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

# 身体拘束がもたらす多くの弊害

## ○身体的弊害

- ・ 関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害
- ・ 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害
- ・ 転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性

## ○精神的弊害

- ・ 不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- ・ 家族に与える精神的苦痛、罪悪感や後悔
- ・ 看護・介護スタッフが誇りを失い、士気が低下する。

## ○社会的弊害

- ・ 看護・介護スタッフ自身の士気の低下を招くこと。また、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがあること。
- ・ 身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響をもたらす。

# 身体拘束廃止に向けた取組みに係る運営基準等の改正

## (1) 運営基準等の改正

○ 平成12年の介護保険法の施行当初より、介護保険施設等の運営基準において、入所者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない旨を規定していたところ。

身体拘束廃止に向けて更なる取組を促すため、以下のように運営基準等を改正。(平成15年4月1日より施行)

○ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の義務を、運営基準上に明記。

- ・その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録。
- ・当該記録を2年間保存。

○ 解釈通知上に、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きについて、運営規程に記載することが望ましい旨を、新たに規定。

## (2) 介護保険施設等の指導監査

○ 施設等の指導監査における着眼点において、身体拘束に係る事項を明記し、都道府県の指導監査を通じ、身体拘束の廃止に努めている。

## (3) 身体拘束廃止未実施減算の新設(介護報酬上の取組み)

○ 身体拘束については、現行基準上、原則としては行ってはならず、例外的に行う場合においても理由等の記録を行うことが義務付けられているが、こうした基準を満たしていない場合に減算(5単位/日)を行う。(平成18年度～)

# 認知症の方への支援体制

～医療・介護・地域の連携～

○認知症の方やその家族の暮らしを支えるサービスは多方面にわたって展開されている。

本人、家族

医療

(適切な医療の提供)

- もの忘れ相談の実施
- かかりつけ医、サポート医による適切な医療や介護サービスへのつなぎ
- 認知症疾患医療センター等の専門医療機関による確定診断

等

介護

(専門的なケアやサービスの相談と提供)

- 認知症予防のための地域支援事業
- 本人の状態に合わせた介護サービス
  - ・ 認知症対応型通所介護
  - ・ 小規模多機能型居宅介護
  - ・ 認知症対応型共同生活介護

等

地域

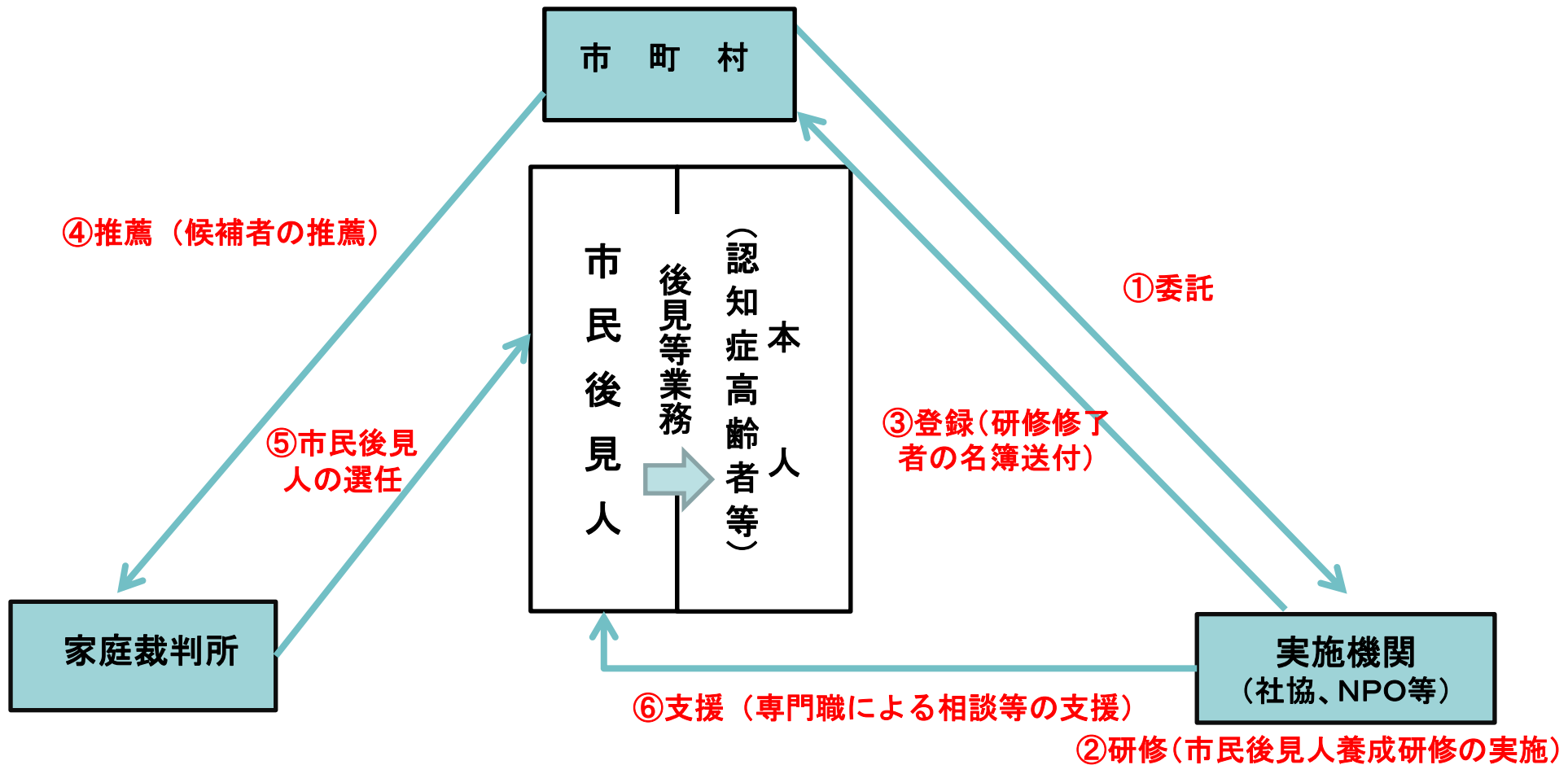
(本人の権利擁護や見守り、家族支援)

- 認知症サポーター等による見守り
- 見守り、配食、買い物などの生活支援サービスや権利擁護などの地域支援事業の活用
- **市民後見人の育成及び活用**
- 認知症の方やその家族に対する支援団体による電話相談や交流会の実施

等

市町村は必要な介護サービスを確保するとともに、それぞれの分野の活動支援、推進を図る。

# 市民後見人を活用した取組のイメージ



※実施機関が③登録、④推薦を行うこともありうる。